

大阪地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求事件

国側当事者・国

令和6年5月16日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	永井 秀人
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	針谷 好訓
同	中村 拓史
同	花谷 愛華
同	上田 ゆかり
同	松帆 芳和
同	福田 ちひろ
同	東 正幸
同	菊地 政宏

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、71万5000円及びこれに対する令和4年5月14日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

生野税務署長は、令和2年6月24日付けで、当時原告が代表取締役を務めていた株式会社A(以下「A」という。)に対し、平成30年1月1日から同年3月31日までの課税期間(以下「本件課税期間」という。)の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る重加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」という。)をした。

本件は、中華人民共和国(以下「中国」という。)の国籍を有する外国人である原告が、課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の偽装又は隠蔽はなく本件賦課決定処分は違法であり、これにより在留資格「経営・管理」の在留期間更新許可を受けることができず損害を被ったなどと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等71万5000円及びこれに対する令和4年5月14日(訴状送達の日)の翌日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 1 関係法令等の定め

(1) 関税法

関税法67条は、貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない旨規定する。

関税法76条（令和3年法律第12号による改正前のもの。以下同じ。）1項本文は、郵便物のうちその価格が20万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）を除くものについては、同法67条を適用しない旨規定する。

要するに、貨物を輸出しようとする者は、原則として、税関長の許可を受けなければならないが、価格が20万円以下の郵便物や寄贈物品に該当する郵便物については、税関長の許可を受ける必要はないものとされている（郵便物の輸出入の簡易手続）。

(2) 消費税法

ア 消費税法7条1項は、事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡（以下「輸出取引」という。）に該当するものについては、消費税を免除する旨規定し、同条2項は、同条1項の規定は、その課税資産の譲渡等が輸出取引に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない旨規定する。

イ 消費税法施行規則5条1項（平成31年財務省令第10号による改正前のもの。以下同じ。）は、消費税法7条2項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、輸出取引を行った事業者が、消費税法施行規則5条1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該輸出取引を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存することによる証明がされたものとする旨規定する。

その上で、①消費税法施行規則5条1項1号は、輸出取引（同項2号に掲げる場合を除く。）の場合について、当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可等があったことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、所定の事項が記載されたものを、②同項2号は、輸出取引で郵便物（関税法76条1項に規定する郵便物に限る。）として当該資産を輸出した場合について、当該輸出した事業者が所定の事項を記載した帳簿又は当該郵便物の受取人から交付を受けた物品受領書その他の書類で所定の事項が記載されているものを、それぞれ定めている。

ウ 要するに、本件課税期間当時において、事業者が輸出取引につき消費税の免除を受けるためには、原則として、税関長の輸出許可があったことを証する書類等（以下「輸出許可証等」という。）の保存が必要であるが（消費税法施行規則5条1項1号）、税関長の輸出許可を得る必要のない郵便物（価格が20万円以下の簡易郵便物など。関税法76条1項）での輸出取引の場合には、事業者が所定の事項を記載した帳簿や受取人から交付を受けた物品受領書等を保存すれば足りるものとされていた（同施行規則5条1項2号）。

(3) 国税通則法

国税通則法68条1項は、同法65条1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の

基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨規定する。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、証拠番号は特記なき限り枝番号を含む。）

(1) 当事者等

ア 原告（甲1）

原告は、中国国籍を有する外国人であり、本件課税期間（平成30年1月1日から同年3月31日まで）及び本件賦課決定処分（令和2年6月24日）当時、Aの代表取締役の地位にあった者である。

イ A（甲1）

Aは、平成28年1月●日に設立された、貿易業等を目的とする法人である。

原告は、平成28年11月18日にAの代表取締役に就任し、本件賦課決定処分後の令和3年11月22日に同代表取締役を辞任した。

ウ B（乙1）

B（以下「B」という。）は、2014年（平成26年）10月●日に中国において設立された法人であり、原告は、Bの設立時の法定代表人である。

(2) Aによる中国への輸出（乙2～4）

Aは、本件課税期間において、EMS（国際スピード郵便）及び国際小包により、中国に商品を輸出していた（以下、本件課税期間におけるこのような輸出で後に修正申告の対象とされたものを「本件輸出」といい、本件輸出に利用された帳票を「本件EMS等」という。）。

Aは、本件EMS等の「お届け先の住所・氏名」欄に中国内の届け先住所及び個人名を記載し、「内容品の価格」欄の「日本円換算合計」欄を1万円以下となるようにしていたほか、「贈物G i f t」の枠内に×印を付けていた。

Aは、本件輸出に係るインボイス（以下「本件インボイス」という。）の「お届け先」欄に中国内の届け先住所及び個人名を記載し、「合計額」欄に20万円以下の金額を記載していたほか、「備考」欄の「贈物（G i f t）」欄にチェックを入れていた。

(3) Aの確定申告等（乙4、7、8）

Aは、平成30年5月29日、生野税務署長に対し、本件課税期間の消費税等の確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を提出した。

Aは、本件課税期間について、本件輸出について消費税法上の免税要件を満たす証明書類として本件EMS等及び本件インボイスを保存し、また、それらの書類の記載を前提とした輸出売上高元帳（以下「本件元帳」という。）を作成した上で、本件確定申告書において、本件輸出の「取引先の氏名（名称）」欄に「一般消費者等」と表記し、中国の個人に対する売上であるとして、免税売上額に計上し、消費税法7条に規定する輸出免税の適用を受けた。

(4) 修正申告書の提出（乙2、5、7、17）

Aは、東住吉税務署所属の調査官等による税務調査を受け、本件輸出に係る問題を指摘され、令和2年6月15日、本件課税期間に係る消費税等につき修正申告書を提出した。

(5) 本件賦課決定処分（甲2）

生野税務署長は、令和2年6月24日付けで、Aに対し、本件課税期間の消費税等に係る重加算税の賦課決定処分（本件賦課決定処分）をした。本件賦課決定処分の通知書に記載さ

れた、仮装又は隠蔽の事実に係る処分理由は、次のとおりである。

Aの当初申告における課税売上額と修正申告における課税売上額との差額6323万5810円（税抜金額）については、Aが中国に向けて国際郵便で輸出した商品売上代金であり、Aは当該輸出商品について①実際の受取人はAの関連会社であるBであること、②輸出の時における価額は20万円を超えることから当該輸出に税関長による輸出許可が必要であることを知りながら、当該輸出許可申請を免れるために輸出時の送り状1枚当たりの商品金額を20万円以下となるよう分割し、さらに国際郵便の送り状の受取人には実在しない架空の受取人氏名を記載した上で、消費税法上の免税要件を満たす証明書類の保存があるとして総勘定元帳の輸出免税取引に計上し、当該金額は本件課税期間における課税標準に計上されなかった。

(6) 原告の在留期間更新申請等（甲3）

原告は、令和3年8月27日付けで、在留資格「経営・管理」による在留期間更新申請をしたが、大阪出入国在留管理局長は、原告に対し、同年11月19日付けで、「審査の結果、下記理由により申請どおりの内容では許可できませんが、申請内容を他の活動内容を目的とする申請に変更するのであれば、別紙の申出書を提出して下さい。」「(理由)『経営・管理』の在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があると認められません。」「(根拠となる事実)あなたが経営する法人の各種公的義務の履行に関する法令の遵守状況からみて、あなたの在留状況が良好であるとは認められません。」などと記載された通知書（以下「本件通知」）という。）を送付した。

原告は、その後、在留資格変更許可を受け、「経営・管理」とは異なる在留資格により本邦に在留している。

3 争点

(1) 本件賦課決定処分の国家賠償法上の違法性

ア 職務上の注意義務違反の有無（争点1）

イ 原告の権利又は法律上保護される利益の侵害の有無（争点2）

(2) 損害の有無及びその額（争点3）

4 争点に関する当事者の主張

原告の主張は別紙1「原告準備書面（最終）」記載のとおりであり、被告の主張は別紙2「被告最終準備書面」記載のとおりであり、それぞれの主張の要旨は次のとおりである。

(1) 職務上の注意義務違反の有無（争点1）について

(原告の主張の要旨)

ア 輸出許可が不要であったこと

本件課税期間におけるAの中国への国際郵便での輸出（本件輸出）につき、その取引上の当事者は、Bではなく、実在する個人であった。倉庫業者であるBは、荷受人である個人が受け取った荷物を集荷し、Aが販売した買主である個人等に発送していた。また、Aが個人の買主と直接取引する場合には、AからBを介さず当該個人に直接荷物が配送されていた。すなわち、Bは、本件輸出の買主ではなく、取引上の当事者ではない。

生野税務署長は、Bが本件輸出の買主（取引上の当事者）であるという前提で、輸出許可が必要な20万円以上の取引行為があったと認定しているが、それは誤りである。本件輸出は、個々の荷受人（又は買主）との関係では、いずれも価格20万円を超えておらず、

税関長による輸出許可を受ける必要はなかった。

イ 国税通則法68条1項の「仮装」はないこと

上記アのとおり、本件輸出はAを買主（取引上の当事者）とするものではない。また、個々の郵便物の価格は20万円を超えるものではなく、同一日に同一人に対し20万円を超える商品を発送していたわけではない。また、Aは、本件輸出につき、インボイスの備考欄の「贈物」に×印を付けているが、この行為は、存在しない課税要件事実を存在するように見せかける行為ではない。したがって、Aは国税通則法68条1項の「仮装」を行っていない。

ウ 職務上の注意義務違反があること

本件賦課決定処分は、「仮装」の法令解釈に根本的な誤りがあるか、少なくとも重大な事実誤認によりされたものであり、生野税務署の職員は、通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と処分をしたものであるから、国家賠償法上違法である。

(被告の主張の要旨)

ア 輸出許可が必要であったこと

価格が20万円を超える郵便物を輸出する場合は、関税法67条に基づき、税関長に輸出申告を行い、その輸出許可を受ける必要がある。しかし、Aは、本件輸出の買主（取引上の当事者）はBであるにもかかわらず、中国国内の個人に対して輸出するかのよう装って、同一時期に分割して郵便物を輸出したものであり、1日当たりの郵便物の価格の合計額は20万円をはるかに超えていた。したがって、本件輸出には、関税法67条に基づく税関長による輸出許可が必要であった。

イ 国税通則法68条1項の「仮装」があったこと

Aは、本件輸出には税関長の輸出許可が必要であったにもかかわらず、輸出許可が不要な郵便物であるように装った。具体的には、①本件EMS等、本件インボイス及び本件確定申告書に、事実と異なる中国の個人名を記載し、②本件インボイスに、事実と異なる20万円以下の金額を記載し、また、③本件EMS等及び本件インボイスに、事実と異なる「贈物 (G i f t)」欄にチェックを入れるなどし、④本件元帳に、事実と異なる20万円以下の金額を記載し、もって、税関長の輸出許可が不要な20万円以下の簡易郵便物又は寄贈物品（関税法76条1項）のように装い（すなわち、Aが消費税の免除を受けるためには輸出許可証等の保存が必要であるのに、EMSの送り状の控え等の保存で足りるかのよう装い）、消費税等の免除を受けた。

ウ 職務上の注意義務違反がないこと

本件賦課決定処分は、上記アイのとおり、国税通則法68条1項の課税要件を満たす適法なものである。また、課税庁の担当者らが職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件賦課決定処分をしたと認め得るような事情はない。

(2) 原告の権利又は法律上保護される利益の侵害の有無（争点2）について

(原告の主張の要旨)

本件賦課決定処分により、当時Aの代表者であった在留外国人である原告は、Aにおいて納税の義務に関する悪質な違反があったと認定され、その結果、在留資格「経営・管理」による在留期間の更新が認められず、会社を経営しつつ日本国内に滞在し生活するという原告の重要な権利が侵害された。

(被告の主張の要旨)

国家賠償法上の違法性が認められるためには、国民の権利又は法律上保護される利益が侵害されたことが必要であり、賠償を求める国民の主張する利益がいわゆる反射的利益では不十分である。本件賦課決定処分は、飽くまでもAに対する処分であって、原告に対する処分ではないから、本件賦課決定処分により原告自身の権利又は法律上保護された利益が侵害されたとはいえず、国家賠償法上の違法性が認められない。

(3) 損害の有無及びその額(争点3)について

(原告の主張の要旨)

原告は、違法な本件賦課決定処分の結果、在留資格「経営・管理」による在留期間更新許可を受けることができず、これにより、71万5000円(無駄になった行政書士報酬11万5000円、慰謝料30万円及び弁護士費用30万円の合計額)の損害を被った。

(被告の主張の要旨)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実(税務調査における原告の供述内容等)

(1) 原告は、令和2年4月8日、東住吉税務署において、Aの取締役乙(以下「乙取締役」という。)同席の上、財務事務官である丙(以下「丙」という。)及び丁(以下「丁」という。)に対し、要旨次のとおり供述した(乙6)。

Aが中国の個人に対してEMS(国際郵便)を使用して輸出している相手先個人は、実在しない偽りの相手先であるが、EMSの宛先住所は実在するため郵便物は届く(答え1)、Aが中国にEMSを使用して実在しない個人宛に輸出している商品を、中国で実際に受け取っているのは、Bであり、同社はAが利用している倉庫業者である(答え2)、AがBに輸出売上したのではなく、AがBにAの商品を預けたものであり、Bは、Aから預かった商品を中国国内で最終的な買主を見つけて販売しており、Bは最終的な買主の購入代金から数%の手数料を差し引いた残額をAに送金してくる(答え3)、AとBとの間の契約書は作成していない(答え4)、Bが預かった商品についての預かり在庫数量等の記録は作成していない(答え5)、Bが預かった商品についての販売記録は作成しておらず、インボイスの保存もない(答え6)。

(2) 原告は、令和2年4月22日、東住吉税務署において、乙取締役同席の上、丙及び丁に対し、上記(1)とほぼ同様の内容を供述した。なお、同日作成された質問応答記録書(以下「4月応答記録書」という。)には、その末尾に「以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対して読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名押印した上、各頁に確認印を押印した。」と記載されており、原告の署名押印及び各頁の確認印がある。(乙2)

(3) 原告は、令和2年5月25日、東住吉税務署において、乙取締役同席の上、丙及び丁に対し、次のとおり供述した。なお、同日作成された質問応答記録書(以下「5月応答記録書」という。)には、その末尾に「以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対して読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名押印した上、各頁に確認印を押印した。」と記載されており、原告の署名押印及び各頁の確認印がある。(乙5)

「答2 株式会社AとBとの間に委託販売に関する契約書が交わされておらず、株式会社Aから預かった商品を最終的な買主に、何時、何円で販売したのかと販売記録の作成やインボイスの保管をBは作成しておらず、最終的な買主に渡す領収書の商品代金の受取人がBになっていますので、Bが株式会社Aから実在しない個人名で輸入した商品を、Bが中国国内で最終的な買主に販売したことについて認めます。間違いありません。」

「答4 本来必要な税関の輸出許可を免れた輸出売上金額は、平成30年1月1日～平成30年3月31日課税期間中は68,294,675円(税込)で間違いありません。また、消費税の輸出免税に必要な輸出書類の保存は本来、Bを輸出の相手方とした税関の輸出許可証であるべきことは知っていましたし、輸出先を実在しない個人名を使用して仮装したEMS伝票及び●●伝票の保存は、本来保存すべき正規の手続き書類(保存書類)ではありませんので、この書類の保存では輸出免税の適用を受けられないことは分かっていましたが、実在しない個人名を使用して小口に分けることで中国での輸入通関を容易に済ませることと、本来保存すべき日本での正規の輸出手続き書類(保存書類)でなくても分からないだろうと代表者である私が安易に考えてしまい、輸出免税の適用を受けてしまいました。」

- (4) Aの平成30年(2018年)1月6日付け輸出売上に係る国際小包伝票及びインボイス(本件EMS等及び本件インボイスのうち同日付けのもの)の記載内容等については、別紙3「国際小包・インボイス一覧」記載のとおりである(乙4)。

これによれば、Aは、平成30年1月6日に、●●(乙9)等を内容品とする22個の国際小包を、中国国内の22名の個人宛て(個人名と住所は郵便物ごとに全て異なる。)に送付しているが、伝票上の宛先の電話番号は下4桁●●●●と●●●●の2種類のみであり、受取人の署名は、上記電話番号が下4桁●●●●のものは全て「戊」で、下4桁●●●●のものは全て「C」である。また、国際小包伝票及びインボイスには、ごく一部を除き、「贈物Gift」又は「贈物(Gift)」欄にチェックが付されている。

上記の国際小包伝票の「内容品の価格」欄には、全て1万円以下の金額が記載されており、インボイスの「合計額」欄には、全て20万円以下の金額が記載されている。

- (5) 本件元帳(本件課税期間に係る輸出売上高元帳)には、相手勘定科目「売掛金海外」、税区分「輸出売上」、補助科目「EMS」として、本件課税期間に係る本件輸出が計上されている(乙7)。

平成30年1月6日のもの(日付欄が「1/6」のもの)をみると、上記(4)と同様に22の輸出売上が計上され、その金額は全て別紙3のインボイスの金額(合計額)と一致しており、同日付けの貸方金額の合計(残高)は304万5799円である。なお、本件課税期間のその他の日付についても、ごく一部を除き、同一日付の輸出売上の合計はいずれも20万円を超えている。

- (6) Aに対する税務調査を担当していた丙は、本件賦課決定処分後の令和3年7月に国税庁を退職し、税理士となった。

原告は、令和3年11月に大阪出入国在留管理局長から本件通知を受け、在留資格「経営・管理」による在留期間更新許可が受けられない見通しとなったことから、既に税理士となっていた丙に相談したところ、丙は、同年12月1日付けで、「(株)Aの消費税修正申告の追徴税額に対して重加算税を賦課したことに、悪質性は認められない事情説明」と題する書面(以下「丙事情説明書」という。)を作成し、その頃、大阪出入国在留管理局に提出す

るためのものとして原告にこれを交付した（甲5）。

丙事情説明書には、要旨、Aに対して本件賦課決定処分がされたのは書類の記載不備があったためであり、Aの行為は輸出でないものを輸出に仮装するなどといった悪質なものであることなどが記載されており、その経緯に関して、「(Aは) 中国での通関を容易にするために、中国国内の個人の協力者を募って個人に対する輸出としてEMSで送付していましたが、実際は個人から中国国内の(株) Aの関係会社がそれらの個人から輸出品を回収して、中国国内で販売していたものです。従って、EMSの書類に記載された個人が実際の輸入者ではないため、輸出免税を認めなかったものです。」などと記載されている。

2 4月応答記録書・5月応答記録書の信用性等

原告は、税務調査において4月応答記録書や5月応答記録書に記載された内容の供述をした事実はなく、丙らが事実と異なる内容の質問応答記録書を作成した旨や、丙から税務調査を早く終えるためにはこのような記載内容とする必要があると言われたため署名押印した旨の供述等をしており（甲13、原告本人2～3、11、13～15頁）、上記各書面の信用性について争っている。

しかし、4月応答記録書及び5月応答記録書に記載された内容は、それ自体に不自然・不合理な点は特に見当たらないし、客観的な事実等に反する点も見当たらない上、本件EMS等、本件インボイス及び本件元帳からうかがわれる不自然な記載や履歴等について、その実態を説明するものとして自然かつ合理的なものである（なお、個人の実在性やBとの関係については後記3（1）イ参照）。また、原告は、税理士に相談し、重加算税の賦課決定処分がされる見込みであることも認識した上で署名押印しており（原告本人6、11頁）、その後、Aの代表取締役として、本件輸出が課税取引である旨を認めて修正申告を行っている上、これらの質問調査の結果に基づいてされた本件賦課決定処分について不服申立てをしていない。これらの点からすれば、4月応答記録書や5月応答記録書に記載されている原告の供述（応答）は、全体として信用できるというべきであり、これに反する原告の供述等はいずれも採用することができない。

他方、丙事情説明書については、丙が国税庁を退職して民間の税理士となった後に、原告から相談を受け、原告が大阪出入国在留管理局に提出するためのものとして作成、交付されたものであって（認定事実（6））、当該書面の作成目的や作成経緯等に照らせば、丙事情説明書のうち4月応答記録書及び5月応答記録書に反する部分については、在留資格の関係で原告に有利になるよう記載されたものと考えるのが自然であり、信用することができない（なお、丙については、原告から証人尋問の証拠申出がされたものの、後に撤回されている）。

3 争点1（職務上の注意義務違反の有無）について

（1）Aが行っていた行為の内容等

ア 上記1で認定した税務調査における原告の供述内容や国際小包伝票・インボイスの記載内容等のほか、税務調査後にAが本件輸出につき誤りを認めて修正申告を行っていることも踏まえると、Aは、本件課税期間において、本件輸出に関し、次のような行為を行っていたものと認められる。

Aは、本件課税期間の本件輸出において、●●などの商品を、中国の関連会社であるBに輸出し、Bが中国で転売して得た販売代金のうち、Bの手数料分（数%程度）を差し引いた金額の送金を受けていた（この一連の取引に係るAとBの関係は、商品の転売後に代

金等を精算する内容の、商品の売主と買主の関係とみられる。)。Aは、その転売予定の商品の輸出（本件輸出）の際、実際の受取人はBであり、同一時期にBに送付する商品全体の価格は20万円を超えるにもかかわらず、実在しない中国国内の個人（又は単に名義を貸しただけの個人）宛ての郵便物として小分けして送付することにより、各郵便物の内容物の価格が20万円以下（税関長の輸出許可が不要となる金額）になるようにし、本件インボイス及び本件元帳にも、各郵便物につきそれぞれ20万円以下の金額を記載した。また、事実と反して、本件EMS等にそれぞれ1万円以下の金額を記載するとともに、本件EMS等や本件インボイスの「贈物Gift」又は「贈物（Gift）」欄にチェックした。

イ これに対し、原告は、上記認定について、①本件輸出の宛先（受取人）はいずれも実在する個人である、②Bは本件輸出の買主ではない（BはAの商品を預かっていたにすぎない）などと主張し、これに沿う供述等をする（甲13、原告本人1、2頁）。

しかし、上記①の点については、原告は、令和4年4月8日、同月22日及び同年5月22日の各質問調査において、乙取締役が同席している場で、一貫して、Aが国際郵便により輸出している相手先の個人は実在しない（偽りの個人名である）旨供述しているし、4月応答記録書及び5月応答記録書には、そのような供述内容に誤りがない旨を確認して署名押印するなどしている（認定事実（1）～（3））。そして、このような「実在しない偽りの個人名」である旨の供述は、平成30年1月6日の22個の郵便物の宛先が全て異なる個人名と住所であるにもかかわらず、実際に受取人の署名をしているのは、それぞれの宛先の個人ではなく、「戊」と「C」のみ（電話番号もこれに対応した2種類のみ）であること（認定事実（4））とも整合するといふべきであって、信用することができる。したがって、本件輸出の宛先（受取人）はいずれも実在する個人である旨の原告の主張及び供述等は、採用することができない。

また、仮に、本件輸出の宛先がいずれも「実在する個人」であったとしても、上記のとおり、22個の郵便物の受取人の署名が「戊」と「C」のみであったことなどに照らせば、本件輸出の荷物を宛先の個人が実際に受け取っていたとは考え難い（なお、原告が提出するDのメッセージ〔甲11〕も、どのような経緯で作成、提出されたのか明らかでないし、本件輸出におけるAやBの協力者の一人であって、原告の主張を裏付けるには足りない。）。そうすると、原告のいう「実在する個人」というのは、仮に本当に実在したとしても、郵便物を小分けする本件輸入の手法に協力するべく、A及びBに名義を貸していた者にすぎないと考えられ、実際に荷物を受け取っていたとは認められない。

また、上記②の点については、確かに、本件輸出におけるAとBとの法的関係は必ずしも明確ではないが、5月応答記録書の原告の供述（認定事実（3））によれば、中国の最終的な買主に渡す領収書の商品代金の受取人はBであるというのであり、中国における商品の販売主体はAではなくBであると解されることからすれば（この点に関し、原告は、税務調査の当初はBを「倉庫業者」であるとしていたが、その後、「Bが中国国内で最終的な買主に販売したことについて認めます。間違いありません。」と供述している。また、丙事情説明書の「（株）Aの関係会社がそれらの個人から輸出品を回収して、中国国内で販売していた」との記載も、これに沿うものといえる。認定事実（1）～（4））、本件輸入に係るAとBの関係は、転売予定の商品についての売主と買主の関係であると認めるの

が相当である。これに反する原告の主張及び供述等はいずれも採用することができない。

ウ また、原告は、上記認定に関連して、Aは中国のSNSを通じて個人の買主と直接取引を行うこともあり、その場合は、AからBを介さず当該個人に直接荷物を配送していた旨主張し、これと同様の供述等をする（甲13、原告本人1頁）。

しかし、Aが中国のSNSを通じて個人の買主と直接取引を行っていたとすれば、Aの下に注文や代金支払の履歴等が残っていると思われるが、そのような証拠が税務調査の際に提出された形跡はないし、本件訴訟においても何ら提出されていない。また、原告が税務調査においてこのような内容の説明をしていた形跡もない。その他、これまでに説示したところも踏まえると、原告の上記供述等は信用するに足りず、上記主張は採用することができない。

なお、仮に本件輸出の一部にそのような取引が含まれていたとしても、4月応答記録書や5月応答記録書に上記のような記載は見当たらず、本件賦課決定処分時においてこれを裏付ける具体的な証拠があったこともうかがわれぬし、Aは本件輸出につき誤りを認めて修正申告をしているのであるから（原告の上記主張が正しければ、当該取引は免税となるべきものであって、修正申告をする必要はないはずである。）、生野税務署長が本件賦課決定処分をするに当たり、職務上通常尽くすべき注意義務に違反したとは認められない。

(2) 本件輸出に係る輸出許可の要否について

ア 輸出申告の要否の判断を行うに当たって必要となる郵便物の価格判断の方法について、関税法基本通達76-2-1(3)は、「郵送の際の重量制限等の理由により、同一差出人から同一名宛人に対し、分割のうえ同一時期に郵送された郵便物については、当該分割されたすべての郵便物の価格を合計した額により、輸出申告の要否を判断する。」と定められている。このような輸出申告の要否の判断方法は、関税法76条1項にいう「郵便物のうちその価格が20万円を超えるもの」に該当するか否かの判断方法として合理的なものといふべきである。

しかるところ、前記(1)アで認定したとおり、Aは、本件輸出において、転売予定の商品をBに輸出していたものであり、実際の受取人はBであって、同一時期にBに送付する商品全体の価格は20万円を超えるにもかかわらず(乙7)、実在しない中国国内の個人(又は単に名義を貸しただけの個人)宛ての郵便物として小分けして送付することにより、各郵便物の内容物の価格が20万円以下になるようにしていたことが認められる。

そうすると、本件輸出の郵便物は、いずれも寄贈物品ではない上、いずれもBに向けて送付されたものであり、関税法76条1項にいう「郵便物のうちその価格が20万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。)」に該当する。したがって、Aは、本件輸出につき、同法67条に基づき、税関長に輸出申告を行い、輸出許可を受ける必要があったと認められる。

イ これに対し、原告は、輸出申告書に記載される輸出郵便物の名宛人は、荷受人、すなわち実際に郵便を受け取る人と解されており(甲9)、本件輸出に係る取引上の当事者は、実際に荷物を受け取っている中国の個人であって、Bではない旨主張する。

しかし、上記(1)イで詳しく説示したとおり、本件輸出の宛先とされた個人は、そもそも実在する個人であるとは認められないし、仮に実在していたとしても、AやBに名義を貸していた者にすぎず、荷物を受け取っていないと考えられるから、原告の上記主張は、

その基礎となる事実が認められず、採用することができない（なお、仮に実在する個人が実際に本件輸出に係る郵便物を受け取っていたとしても、原告の主張における「集荷」や丙事情説明書における「回収」といった表現からすれば、これらの個人は、Bの手足として郵便物を代わりに受け取る役割を担ったにすぎないというべきであり、実際の受取人はやはりBであると解される。）。

ところで、関税法基本通達76-2-1(3)にいう「名宛人」の意味について当事者間で議論があるが、被告の主張によれば、本件輸出における買主であるBが「名宛人」に該当するといえるし（上記(1)参照）、原告が主張するように「実際の荷受人」を意味すると解したとしても、本件輸出における実際の荷受人はBであると認められるから、上記「名宛人」の解釈如何は、本件の結論を左右するものではない。

(3) 国税通則法68条1項の「仮装」の有無について

ア 上記(2)のとおり、Aは、本件輸出につき、関税法67条に基づき、税関長に輸出申告を行い、輸出許可を受ける必要があったと認められる。

しかるに、上記2(1)アによれば、Aは、本件輸出の際、実際の受取人はBであり、同一日にBに送付する商品全体の価格は20万円を超えるにもかかわらず、実在しない中国国内の個人（又は単に名義を貸しただけの個人）宛ての郵便物として小分けして送付することにより、各郵便物の内容物の価格が20万円以下になるようにし、税関長の輸出許可が不要な簡易郵便物であるかのように装ったものと認められる。

そして、Aが消費税等の免除を受けるためには、輸出許可証等の保存が必要であるところ（消費税法施行規則5条1項1号）、原告は、本件EMS等の保存では消費税等の免除を受けられないことを認識しながら（5月応答記録書の答4参照。認定事実(3)）、事実と異なる記載をした本件EMS等の保存により消費税等の免除を受けたものであり、その結果、過少申告となったのであるから、Aは、本件輸出に係る取引について、「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を…仮装」（国税通則法68条1項）したものと認められる。

イ これに対し、原告は、輸出申告書に記載される輸出郵便物の名宛人は、荷受人、すなわち実際に郵便物を受け取る人と解されており、Aは、中国で実際に荷物を受け取る個人を名宛人にして商品を発送したのであり、かつ、個々の郵便物の価格は20万円を超えるものではないから、Aは国税通則法68条1項の「仮装」を行っていない旨主張する。

しかし、これまでに認定したとおり、本件輸出の郵便物を実際に受け取っているのはBであるから、原告の上記主張はその前提を誤るものであって採用することができない。

なお、原告は、本件EMS等及び本件インボイスの「贈物Gift」又は「贈物(Gift)」欄のチェックは、存在しない課税要件事実を存在するように見せかける行為ではない旨主張するが、これまでに認定説示したとおり、Aは、本件輸出につき、価格が20万円を超えないものであるように仮装し、ひいては、消費税等の免除を受けるためには輸出許可証等の保存が必要であるのに、本件EMS等の保存で足りるかのように装ったものであるから、上記主張の当否は本件の結論を左右するものではない。

(4) 小括

原告は、これまでに取り上げた主張や供述等のほかにも、上記認定事実と異なる事実等を主張し又は供述するなどしているが、いずれも採用することができない。

以上によれば、本件賦課決定処分は国税通則法68条1項の要件を満たす適法なものであるから、生野税務署長において職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件賦課決定処分をしたと認め得るような事情があるか否かや、原告の権利又は法律上保護される利益の侵害があるか否か（争点2）といった点について検討するまでもなく、生野税務署長が本件賦課決定処分をしたことにつき、国家賠償法上の違法があるとは認められない。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 徳地 淳

裁判官 太田 章子

裁判官新宮智之は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 徳地 淳

令和●●年(〇〇)第●●号 国家賠償請求事件

原告 甲

被告 国

原告準備書面(最終)

令和6年1月30日

大阪地方裁判所第7民事部合議4係 御中

原告訴訟代理人弁護士 永井 秀人

回復代理人弁護士 森村 直貴

原告は、本書面において、追加主張を行う。なお、尋問調書を証拠として引用する場合は調書の該当頁を「原告本人〇頁」として表す。なお、イタリック体の箇所は、令和5年7月4日付弁論準備手続後に当事者の主張の骨子としてまとめられたもの(同日付調書に記載されたものを含む)とほぼ同じである。

第1 総論

訴外Aは、「仮装」(国税通則法68条1項)などなかったにもかかわらず、本件賦課決定処分を受け、当該処分により、原告は経営管理のビザの更新をすることができなかった。このため、原告は、多大な精神的苦痛と損害を被っている。

第2 本件賦課決定処分の国家賠償法上の違法性

1 争点1 被告には職務上の注意義務違反があった

(1) 本件輸出につき、輸出許可は不要であった

ア 本件輸出の取引上の当事者は、Bではなく、実在する個人であった(原告準備書面4の2頁の図のとおり)。倉庫業者であるBは、荷受人たる個人が受け取った荷物を集荷し、Aが販売した買主である個人等に発送していた。また、Aが個人の買主と直接取引する場合には、Aから(Bを介さず)当該個人に直接荷物が配送されていた(原告本人1頁)。すなわち、Bは、本件輸出の買主ではなく、取引上の当事者ではない(原告準備書面4の1~3頁)。

なお、関税法上、「輸出」とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいうと規定されているところ(同法2条1項2号)、輸出許可(関税法67条や76条1項)の要否を決する際の輸出先(取引上の当事者)は、貨物を送り出す相手先、本件では個々の荷受人(又は個人買主)というべきであるし、これは各税関の取扱いでもある(原告準備書面3の4頁)。

イ 被告は、Bが買主(取引上の当事者)であるという前提で、輸出許可が必要な20万円

以上の取引行為があったとするが、誤りである。

本件輸出は、個々の荷受人（又は買主）との関係でいずれも価格20万円を超えておらず、輸出許可を受ける必要はなかった（原告準備書面3の1～2頁、原告準備書面5の2頁）。

(2) Aは国税通則法68条1項の「仮装」行為を行っていない

ア 上記(1)で述べたとおり、本件輸出はBを買主（取引上の当事者）とするものではない。

個々の郵便物の価格は20万円を超えるものではなく、同一日に同一人に対し20万円を超える商品を発送していたわけではない。また、インボイス備考欄の「贈物」の×印を付ける行為は、存在しない課税要件事実を存在するように見せかける行為ではない。

したがって、Aは国税通則法68条1項の「仮装」を行っていない（原告準備書面5の3頁）。

イ しかも、Aは、輸出の許可について、通関業者に任せていた部分もあり、自ら仮装行為をしたわけではなかった（原告本人12～13頁）。さらに、別途、輸出許可を受ける取引もしており、輸出許可を受けること自体は費用もさほど掛からないため、本件賦課決定処分の対象となった一部分の取引だけ仮装する理由もなかった（原告本人17頁）。

ウ 被告は、Aが本件輸出には税関長の輸出許可が必要であったにもかかわらず、関税法76条1項により輸出許可が不要な郵便物であるように装ったと主張し、具体的には、①本件EMS等、本件インボイス及び本件確定申告書に、事実と異なる中国の個人名を記載し、②本件インボイスに、事実と異なる20万円以下の金額を記載し、また、③本件EMS等及び本件インボイスに、事実と異なる「贈物 (G i f t)」欄にチェックを入れるなどし、④輸出売上高元帳に、事実と異なる20万円以下の金額を記載し、もって、税関長の輸出許可が不要な20万円以下の簡易郵便物又は寄贈物品（関税法76条1項）のように装った、すなわち、消費税の免税を受けるためには輸出許可の控えの保存が必要であるのに、EMSの控えの保存で足りるかのように装ったと主張する（被告第1準備書面16～18頁、被告第2準備書面16～19頁、被告第3準備書面6～10頁）。

しかしながら、上記①について、本件輸出の取引上の当事者はそもそもBではなく、実在する個人に向けられたものである（甲11、原告本人1頁、16頁、18頁）。すなわち、Aは、実在する個人に向けて（あるいは、実在するBの従業員に向けて）、中国のSNSである●●でやり取りして取引して商品を送っており（原告本人15頁）、その際、商品のEMSの伝票には、個人の住所と氏名が記載されていたし、当該個人が、実際に現地の郵便局で商品を受け取っていた（原告本人1～2頁、甲13の2頁。原告準備書面3の5頁）。Aは、Bを一時的に経由して（この場合はAからBに商品を寄託して）、実在する個人に商品を販売する場合もあれば、Aから直接実在する買主に商品を販売し、発送する場合もあった（原告準備書面4の3頁）。加えて、上記②・④についていうと、各個人に送付した貨物は、そもそも低額のロットであったり、あるいは盗難や横取りを避ける意味で高額にしなかったこともあり、20万円を超えることはなかったから（乙4・別紙1枚目、原告本人18頁。原告準備書面3の6頁、原告準備書面1の7頁）、Aは事実と異なる記載をしていたわけではない。なお、上記③について、備考欄の「贈物 (G i f

t)」にチェックしたのは、盗難や横取り防止のためや、アンケート目的とAが理解していたためであったが（原告本人18～19頁、甲13の3頁）、いずれにせよ課税要件事実が存在するように見せかけることにはならないから、単なる事情にすぎない（原告準備書面3の4頁、原告準備書面5の3頁）。

したがって、被告の上記主張は誤っている。

(3) 職務上の注意義務違反がある

上記(1)及び(2)のとおり、本件賦課決定処分は、「仮装」の法令解釈に根本的な誤りがあるか、少なくとも重大な事実誤認によりされたものであり、税務職員は通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と処分をしたものであり、国賠法上違法である。

2 争点2 本件賦課決定処分により原告の権利又は法律上保護されるべき利益が侵害された

(1) 本件賦課決定処分により、当時Aの代表者であった在留外国人である原告は、Aにおいて納税の義務に関する悪質な違反があったと認定され、その結果、経営・管理ビザの更新が認められず、会社を経営しつつ日本国内に滞在し生活するという原告の重要な権利が侵害された（訴状4～5頁、原告準備書面3の6～8頁）。

(2) すなわち、原告は、本件賦課決定処分に先立つAの税務調査において、当時の調査担当者の丙は、Aに重加算税を課されるような仮装行為がなかったにもかかわらず、税務調査を早く終わらせたいのであれば重加算税を納めた方が良いなどと申し向け、原告はこれに従った（原告本人3～5頁、甲13の3頁。訴状4頁）。

この当時、国税局において、国税庁と出入国在留管理庁との間で情報連携をとることが確認されていることは周知されており（甲12）、丙や国税局は、十分この情報を知り得る立場にあった（このため、被告は、入管当局との情報交換で、原告に不利益が生じるのを予見できたはずであった。原告本人8頁。なお、原告準備書面3の7～8頁）。

しかるに、丙は、原告に対し、Aが重加算税を課される理由について説明せず、また経営・管理のビザに対する影響も説明しなかった。原告は、税理士から重加算税を課せられることは聞いたが、それが、原告の当該ビザの更新に影響があることは知るべきがなかった（原告本人7頁、10頁）。

(3) にもかかわらず、Aが本件賦課決定処分を受けたことにより、原告は、出入国在留管理庁から、経営・管理ビザの更新不許可処分を受け（甲3）、Aの経営をすることができなくなり、同社の代表取締役を退くことを余儀なくされているのである（甲1、甲13の4頁。原告準備書面3の8頁）。

第3 争点3 損害及びその数額

被告（国税局）は、Aに対し、上記第2のとおり処分の要件を満たさないにもかかわらず本件賦課決定処分をし、その情報を出入国在留管理庁に提供した（甲12）。

その結果、原告には実損害として71万5000円が生じている（訴状5頁。なお、経営・管理ビザの更新が認められていない結果、長期間、企業経営も勤労もすることができず、役員報酬等を得られていないという逸失利益すらも生じている。甲13の4頁）。

第4 まとめ

上記第2で述べたとおり、Aの本件輸出は国税通則法68条1項にいう「仮装」に当たらないことは明らかであり、仮装行為をしていないAに対して重加算税を課した被告の行為により原告の権利や法律上保護されるべき利益が侵害されている。このような、国家賠償法上違法な行為により、上記第3のとおり、原告には多大な損害が生じている。

よって、原告の請求はすべて認められるべきである。

以 上

(別紙2)

令和●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求事件

原告 甲

被告 国

被告最終準備書面

令和6年2月6日

大阪地方裁判所第7民事部合議4係 御中

被告指定代理人 針谷 好訓
中村 拓史
花谷 愛華
松帆 芳和
東 正幸
菊地 政宏

被告は、本準備書面において、令和5年11月17日に実施された原告本人に対する尋問（以下、第1回口頭弁論調書と一体となる本人調書の該当ページを「本人調書〇ページ」と記載して引用する。）の結果を踏まえ、事案の概要及び争点を示した上で（後記第1）、本件賦課決定処分に国賠法上の違法はないこと（後記第2）について、従前の主張を整理・補充する。

なお、略語等については、従前の例によるものとし、その主なものは、次の略語表のとおりである。

【略語表】

<input type="checkbox"/> 国賠法	国家賠償法
<input type="checkbox"/> 通則法	国税通則法
<input type="checkbox"/> A	株式会社A
<input type="checkbox"/> B	B
<input type="checkbox"/> 本件課税期間	平成30年1月1日から同年3月31日までの課税期間
<input type="checkbox"/> 消費税等	消費税及び地方消費税
<input type="checkbox"/> 本件賦課決定処分	生野税務署長が、Aに対して令和2年6月24日付けでした本件課税期間の消費税等に係る重加算税賦課決定処分
<input type="checkbox"/> 輸出取引	事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡
<input type="checkbox"/> 輸出免税規定	消費税法7条1項1号の輸出取引に係る消費税を免除する旨の規定
<input type="checkbox"/> 中国	中華人民共和国
<input type="checkbox"/> 本件輸出	Aが、EMS（国際スピード郵便）（乙3の1）及び国際小包（乙3の2）により中国に行っていた商品の輸出
<input type="checkbox"/> 本件EMS等	本件輸出に利用された帳票
<input type="checkbox"/> 本件インボイス	本件輸出に係るインボイス
<input type="checkbox"/> 本件確定申告書	Aが、平成30年5月29日、生野税務署長に提出した本件課税期間の消費税等の確定申告書
<input type="checkbox"/> 輸出許可書等	輸出許可を証する書類
<input type="checkbox"/> 丙	本件調査を担当した丙
<input type="checkbox"/> 本件調査担当者ら	丙、丁、E及びFの4名の各調査担当者
<input type="checkbox"/> 本件調査	本件調査担当者らが令和2年2月12日に着手したAに対する税務調査
<input type="checkbox"/> G	G株式会社
<input type="checkbox"/> 簡易郵便物	価格が20万円以下の郵便物
<input type="checkbox"/> 輸出申告書	税関様式C第5010号（記載例）（乙12）

第1 事案の概要及び争点

1 事案の概要

本件は、貿易業を営むAが、実際には輸出に係る商品の価格が20万円を超えるため税関長の輸出許可が必要な取引であったにもかかわらず、輸出に係る帳票（EMS）に真実の取引先ではない受取人名を記載することにより取引を分割するなどして、上記輸出許可が不要となる価格20万円以下の商品の取引であるかのように偽装した上で、消費税法上の免税要件を満たす証明書類の保存があるとして総勘定元帳の輸出免税取引に計上したなどとして、生野税務署長が、Aに対し、本件賦課決定処分を行ったところ、Aの代表取締役であった原告が、偽装行為の実態などないのに偽装行為を作出して行われた違法な本件賦課決定処分により、出入国在留管理庁に対して申請した内容どおりの在留期間更新が認められなかったとして、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（慰謝料及び弁護士費用等）を求める事案である（被告第1準備書面・6及び7ページ）。

2 本件の争点

本件の争点は、生野税務署長が本件賦課決定処分をしたことにつき国賠法上の違法があるか否かであり、具体的には、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があるか否か（争点1）、原告自身の権利又は法律上保護された利益が侵害されたか否か（争点2）である。

第2 本件賦課決定処分に国賠法上の違法はないこと

1 国家賠償請求の要件及び判断枠組み

国賠法1条1項は「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と規定し、同項に基づく国家賠償請求権が成立するには、①行為の主体が、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員であること（公権力性）、②その行為が公務員の職務行為であること（職務関連性）、③その行為に違法性があること（違法性）、④公務員にその行為につき故意又は過失があること（故意・過失）、⑤被害者に損害が発生したこと（損害の発生）、⑥公務員の行為と損害との間に因果関係が存在すること（因果関係）の各要件がいずれも充足されなければならない（深見敏正・リーガル・プロGRESS・シリーズ国家賠償訴訟【改訂版】19及び20ページ）。

そして、上記「③その行為に違法性があること」にいう違法とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいい（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）、公務員の職務上の法的義務違反が認められるためには、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・判例時報1675号48ページ）。

具体的には、税務署長のする課税処分において、課税要件事実を認定判断する場合において誤りがあったとしても、そのことから直ちに同項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、税務職員が税務調査において課税処分のための資料を収集し、これに基づき課税

要件事実を認定・判断する上において、当然に要請される証拠資料の収集を怠り、あるいは明らかに不合理な証拠評価によって事実を誤認する等、通常の税務職員としてはおよそ許容することができない職務上の法的義務違反があったと認め得るような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるものと解するのが相当である（以上につき、被告第1準備書面・14及び15ページ、被告第3準備書面・5、6及び11ページ）。

2 生野税務署長が本件賦課決定処分をしたことにつき「職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と本件賦課決定処分をしたと認め得るような事情」はないこと（争点1）

(1) 本件輸出には税関長の輸出許可が必要であったこと

ア 同一の差出人から同一の買主に対して、分割の上、同一時期に郵送された郵便物については、当該分割された全ての郵便物の価格を合計した額が20万円を超える郵便物を輸出する場合は、関税法67条に基づき、税関長に輸出申告を行い、輸出許可を受ける必要があること

(ア) 関税法67条（輸出又は輸入の許可）は、貨物を輸出しようとする者は、税関長に輸出申告をし、輸出許可を受けなければならない旨規定しているところ、同条の特例として、同法76条（郵便物の輸出入の簡易手続）1項は、その価格が20万円以下の郵便物（簡易郵便物）の輸出については、同法67条の規定は適用せず、税関長に輸出申告を行う必要がない旨規定している。

すなわち、価格が20万円を超える郵便物を輸出する場合は、同法76条1項が適用されず、原則どおり、同法67に基づき、税関長に輸出申告を行い、輸出許可を受ける必要がある（乙11）（以上につき、被告第2準備書面・6ページ）。

(イ) そして、輸出申告の要否の判断を行うに当たって必要となる郵便物の価格判断の方法について、関税法基本通達76-2-1（3）は、「郵送の際の重量制限等の理由により、同一差出人から同一名宛人に対し、分割のうえ同一時期に輸送された郵便物については、当該分割されたすべての郵便物の価格を合計した額により、輸出申告の要否を判断する。」（乙16）と定めている（被告第2準備書面・10及び11ページ）。

(ウ) 上記「名宛人」については、輸出申告書の「仕向人住所氏名」欄に記載すべき者と同義に理解すべきであり（被告第2準備書面・11ページ）、当該輸出申告書に住所・氏名を記載すべき仕向人とは、原則として「取引上の当事者」である（乙13）（被告第2準備書面・7ないし9ページ）。

なお、ここにおける「取引上の当事者」とは、いうまでもなく、単に商品を発送し、又は受け取るだけの者をいうのではなく、当該取引に係る契約の主体をいい、商品の売買取引の場合であれば、当該売買契約の買主をいう（被告第2準備書面・9及び10ページ）。

(エ) そうすると、輸出申告の要否の判断を行うに当たって必要となる郵便物の価格判断の方法については、関税法基本通達76-2-1（3）に従って、同一の差出人から同一の買主に対して、分割の上、同一時期に郵送された郵便物については、当該分割された全ての郵便物の価格を合計した額が20万円を超えるかどうかによって、輸出申告の要否を判断することとなる（被告第2準備書面・10及び11ページ）。

イ 本件輸出に係る商品の真実の買主（取引上の当事者）は、Bであること

(ア) 原告は、本件調査時において、BがAから実在しない個人名で商品を輸入し、これを

中国国内で最終的な買主に販売したことについて認める供述をしているほか（乙5・答2）、丙も、Aが、中国での通関を容易にするために、中国国内の個人の協力者を募って個人に対する輸出としてEMSで送付していたものの、実際は中国国内のAの関係会社（B）がそれらの個人から輸出品を回収して、中国国内で販売していたなどと述べていることからすれば（甲5・1枚目）、本件輸出に係る取引において、「取引上の当事者」である商品の真実の買主はBであることは明らかである（被告第2準備書面・12及び13ページ）。

（イ）これに対し、原告は、BはAが利用している倉庫業者である旨主張する（乙2・答2、原告準備書面4・1及び2ページ）。

しかしながら、原告は、「Bが株式会社Aから実在しない個人名で輸入した」、「Bが中国国内で最終的な買主に販売したことについて認めます。」と供述（乙5・答2）していることからすれば、やはりBが本件輸出に係る取引における買主として商品を輸入し、中国国内で最終的な買主に販売しているという立場にあることが認められるため、このような立場のBを倉庫業者などと評価することはできない（被告第2準備書面・12及び13ページ）。

また、原告は本件輸出の相手方（買主）は中国国内の個人であるなどと主張している（原告準備書面4・1ページ）。

しかしながら、原告は、本件調査から本訴に至るまで、本件輸出の相手方（買主）が中国の個人であるとする客観的な証拠は何ら提出しておらず、前記（ア）の事実認定が左右されるものではない。この点、裁判官の「中国の個人の方と、Aが直接取引をしたってということに関する証拠であるとか、そのやり取りに関するものってというのが、何か残っていたんですか。」、「Aと直接、個人とで売買の取引をしたのなら、何かしら証拠というか、やり取りに関するものは残っていると思うんですけども、そういうものは今回の裁判で証拠として何か提出しましたか。」との質問に対し、原告は要領を得ない供述をしており（本人調書15及び16ページ）、原告の上記主張に理由がないことが裏付けられる。

したがって、Aは、本件輸出に係る取引上の当事者たる商品の真実の買主であると評価するほかない（被告第2準備書面・13及び14ページ）。

ウ 本件輸出に係る取引の価格は20万円を超えていたこと

（ア）原告は、本件輸出について、「実在しない個人名を使用して小口に分けることで中国での輸入通関を容易に済ませ」ていたと供述し（乙5・答4）、同一時期に分割して郵便物を輸出したことを認めている。この供述は、前記イ（ア）で指摘した丙の供述（甲5・1枚目）のほか、Aの輸出売上高元帳における経理処理（乙7・1枚目）とも合致する上（被告第2準備書面・15ページ参照）、裁判官の「資料を見ていると、ほぼ同一の時期に、何百万円分の商品を、個人宛てにたくさんに分けて送っているように見えるんだけど、それは、まとめてBに宛てて送ると、一本で送るということは、なぜしなかったんですか。」との質問に対する、原告の「通関を早くしたり、盗難を避けたり、横取りを避けたりのため、やったと思います」との供述（本人調書18ページ）とも整合する。

したがって、Aは、実際には真実の買主であるBに対する商品の輸出を、真実の買主

でない中国国内の個人に対して輸出するかのように装って、同一時期に分割して郵便物を輸出したといえる。

(イ) そして、前記アのとおり、同一の差出人から同一の名宛人（買主）に対して、分割の上、同一時期に郵送された郵便物については、当該分割された全ての郵便物の価格を合計した額が20万円を超えるかどうかによって、輸出申告の要否を判断すべきところ、前記（ア）のとおり、Aは、本件輸出に係る取引における商品の真実の買主であるBに対して、同一時期に真実の買主でない中国国内の個人宛に分割して郵便物を輸出していたのであるから、本件輸出に係る取引における輸出申告の要否は、AがBに対して、分割の上、同一時期に輸出した各郵便物の合計額によって判断することとなる（以上につき、被告第2準備書面・14及び15ページ）。

(ウ) そうすると、例えば、平成30年1月6日の取引を見ても合計304万5799円（乙7・1枚目）と20万円をはるかに超えており、そのほかの計上日でも同様の状況であることから、本件輸出に係る取引の価格は20万円を優に超えていたことは明らかである（被告第2準備書面・15ページ参照）。

エ 小括

以上によれば、価格が20万円を超える郵便物を輸出する場合は、関税法67条に基づき、税関長に輸出申告を行い、輸出許可を受ける必要があるところ、前記ウで述べたとおり、原告の本件輸出に係る取引の価格は20万円を超えていたことから、本件輸出については税関長の輸出許可が必要であったことは明らかである（被告第2準備書面・16ページ）。

(2) 本件輸出は、輸出許可が不要であるかのように仮装されたものであり、通則法68条1項に規定する「仮装」があったといえること（被告第2準備書面・16ないし19ページ）

ア Bに対する輸出であるにもかかわらず、本件輸出に係る取引を中国の個人に対する資産の譲渡等であるかのように仮装したこと

Aは、本件課税期間において、Bに対して本件輸出に係る商品を販売したにもかかわらず、原告は、「中国側の通関時の検査に時間がかかるので、…時間をセーブするため」（訴状4ページ）、「通関にすごく時間がかかる。盗難と横取りがよくある」（本人調書2ページ）等の理由で、本件EMS等の「お届け先の住所・氏名」欄に中国国内の届け先住所及び個人名を記載するとともに、本件インボイスの「お届け先」欄にも中国国内の届け先住所及び個人名を記載していた（乙4、被告第1準備書面・10及び11ページ）。

その帰結として、本件確定申告書においては、「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）」の2「(2) 主な輸出取引等の明細」欄の「取引先の氏名（名称）」欄に事実とは異なる「一般消費者等」と表記し、中国の個人に対する輸出売上げであるとして、消費税確定申告書の付表2-(2)の免税売上額に計上している（乙8・3及び4枚目、被告第1準備書面・12ページ）。

イ 本件輸出に係る取引の商品が価格20万円以下の簡易郵便物であるかのように仮装したこと

本件EMS等及び本件インボイスは、同じ取引に係るものである以上、両者の記載は本来一致するはずであるが、本件EMS等の「内容品の詳細な記載」、「内容品の個数」及び「内容品の価格」欄には、本件インボイスの記載と異なる内容が記載されており（乙4）、

このうち、本件輸出に係る商品の価格につき、本件EMS等に記載された商品の「総重量」から逆算して本件輸出に係る商品の合計額を推計すると、20万円を超えることになるところ（乙4、被告第1準備書面・16ないし18ページ参照）、本件EMS等の「内容品の価格」欄及び本件インボイスの「合計額」欄には、事実と異なる20万円以下の金額が記載されていた。

この点、原告も、本件調査において、輸出価格が20万円を超えると税関長の輸出許可が必要になることを知りつつ、当該取引の価格が20万円以下であるかのように分割して記載することで、本来必要な税関長の輸出許可を免れていたとして、「本来必要な税関の輸出許可を免れた輸出売上金額（引用者注：20万円を超える取引）は、平成30年1月1日～平成30年3月31日課税期間中は68,294,675円（税込）で間違いありません。」と供述し（乙5・答4）、同一時期に分割して郵便物を輸出したことを認めている（被告第1準備書面・19ページ）。

さらに、小分けにして輸出したその手段に関し、裁判官の「それは通関の、輸出の手続きをしてもらう業者とか発送の手続きを依頼している会社には、Aのほうから、中国に送るときはそういうふうにしてくださいというふうに指示をして依頼をしていたということで、よいですか。」との質問に対し、原告は「そうですね。」と供述し（本人調書19及び20ページ）、原告自らが通関業者に対して輸出取引を小分けにして行うよう指示した事実を認めている。

ウ 本件輸出に係る商品が寄贈物品であるかのように仮装したこと

関税法76条1項は、寄贈物品である郵便物を輸出しようとする者は、その価格にかかわらず、税関長の輸出許可を受ける必要がない旨規定しているところ（被告第1準備書面・7及び8ページ参照）、Aは、本件EMS等の「贈物（Gift）」の枠内に当該物品が贈物であることを示す×印を付けて事実と異なる記載をし（乙4・別添1枚目ほか、被告第1準備書面・10及び11ページ）、本件インボイスの「備考」欄の「贈物（Gift）」欄にもチェックを入れて事実と異なる記載をしたという、これらの事実自体には争いが無い（乙4・別添2枚目ほか、被告第1準備書面・11ページ、原告準備書面2・2ページ）。

さらに、裁判官の「EMSには贈物と書いてある。これは、事実ではないですよね。」との質問に対し、原告は「これは、事実ではない」と供述（本人調書19ページ）しており、上記のとおり本件EMS等及び本件インボイスに事実と異なる記載をした事実を認めている。

エ 輸出売上高元帳においても、本件輸出に係る取引の商品が価格20万円以下の簡易郵便物であるかのように仮装したこと

Aは、本件輸出に係る商品の価格が20万円を超えていたにもかかわらず（前記（1）ウ）、本件課税期間の輸出売上高元帳に、本件EMS等及び本件インボイスの記載内容を踏まえ、事実と異なる20万円以下の金額を記載した（乙7、被告第1準備書面・11、12及び19ページ）。

例えば、平成30年1月6日の輸出売上高元帳（乙7・1ページ）の記載は、取引日付が本件EMS等に記載された「受付年月日」（平成30年1月6日）と一致し（乙4・別添1枚目ほか）、取引金額（商品の価格）が本件インボイスに記載された「合計額」と一

致する（乙４・別添２枚目ほか）。

これについて、原告自身も、本件調査において、輸出価格が２０万円を超えると税関長の輸出許可が必要となることを知りつつ、当該取引の価格が２０万円以下であるかのように分割して記載することで、本来必要な税関長の輸出許可を免れていた旨を認める供述をしている（乙５・答４）。

また、裁判所の「ほぼ同一の時期に、何百万円分の商品を、個人宛てにたくさんに分けて送っているように見えるんだけど、それは、まとめてBに宛てて送ると、一本で送るということは、なぜしなかったんですか。」「きちんと輸出許可を受ける手続きを取ると、時間がかかったり、横取り、盗まれたりするおそれがあると、そういうことになるわけですか」との質問に対し、原告は「通関を早くしたり、盗難を避けたり、横取りを避けたりのため、やったと思いますね。」「そうですね。」と供述しており（本人調書１８ページ）、当該取引の価格につき分割して記載することで、本来必要な税関長の輸出許可を免れていた事実を認めている。

オ 小括

以上によれば、Aは、①本件EMS等、本件インボイス及び本件確定申告書に、事実と異なる中国の個人名などを記載し（前記ア）、②本件インボイスに、事実と異なる２０万円以下の金額を記載し（前記イ）、③本件EMS等及び本件インボイスに、事実と異なる「贈物（Gift）」欄にチェックを入れるなどし（前記ウ）、④輸出売上高元帳に、事実と異なる２０万円以下の金額を記載することにより（前記エ）、本件輸出が税関長の輸出許可が不要な２０万円以下の簡易郵便物又は寄贈物品（関税法７６条１項）の送付であるかのように装ったといえる。そして、本件輸出に係る商品は、寄贈物品ではなく、また価格２０万円を超えるため、輸出許可書等の保存が必要であるにもかかわらず、原告は、本件EMS等の保存では輸出免税の適用は受けられないことを認識しながら、事実と異なる記載をした本件EMS等の保存により輸出免税の適用を受けたのであり（乙５・答４）、その結果、過少申告となったのであるから、Aには、本件輸出に係る取引について通則法６８条１項にいう「仮装」があったことが認められる。

- (3) 生野税務署長の行為に「職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と本件賦課決定処分をしたと認め得るような事情」はないこと

前記１で述べた国賠法上の違法性に係る判断基準によれば、前記（１）及び（２）のとおり、Aは、本件輸出につき税関長の輸出許可を受ける必要があったにもかかわらず、輸出許可が不要であるかのように装うため、各仮装行為を行ったのであり、本件調査担当者が収集した証拠（乙４・別添、乙７など）や原告自身の供述（乙２、乙５）に基づいて、生野税務署長が課税要件事実を認定し（被告第１準備書面・１１ないし１４ページ）、適正に法令（課税要件）に当てはめた上で、本件輸出に係る取引につき、これら仮装行為によって消費税法上の免税措置を受けた結果、過少申告となったものと判断して重加算税を賦課したのである。

これらの判断過程に照らせば、生野税務署長の行為に「職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と本件賦課決定処分をしたと認め得るような事情」があるとは認められず、国賠法上の違法はない（被告第３準備書面・１１及び１２ページ）。

そもそも、本件賦課決定処分の違法について、原告は不服申立てを行っておらず、期間徒

過により自ら同処分を確定させているところ、被告指定代理人の「不服申立て期間に、不服申立てはしなかったっていうのは、この処分には納得していたということですね。」との質問に対し、原告は「そうですね。」と供述しており（本人調書10ページ）、この点からも、本件調査において職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と本件賦課決定処分をしたと認め得るような事情は何ら認められないことが裏付けられる。

- 3 本件賦課決定処分は、Aに対する処分であって、原告自身の権利又は法律上保護された利益が侵害されたとはいえず、国賠法1条1項の違法性が認められないこと（争点2）

国賠法1条1項の違法性が認められるためには、「国民の権利又は法律上保護される利益が侵害されたことが必要であって、賠償を求める国民の主張する利益が、いわゆる反射的利益であっては不十分である」と解されるところ（深見・前掲リーガル・プログレッシブ・シリーズ国家賠償訴訟50ページ）、本件賦課決定処分は、飽くまでAに対する処分であって、原告に対してなされた処分ではない（原告は、本件賦課決定処分時のAの代表者であったにすぎない）。

したがって、Aに対する本件賦課決定処分によって、原告自身の権利又は法律上保護される利益が侵害されたとはいえず、そもそも国賠法1条1項における違法性が認められない（被告第2準備書面・19ページ）。

- 4 まとめ

前記1及び2で述べたとおり、本件賦課決定処分は、通則法68条1項の課税要件を満たす適法なものであり、その判断過程においても、生野税務署長の行為に「職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情」があるとは認められない（争点1）。

また、前記3で述べたとおり、本件賦課決定処分は、飽くまでAに対する処分であって、原告に対してなされた処分ではなく、原告自身の権利又は法律上保護された利益が侵害されたとはいえない（争点2）。

したがって、本件賦課決定処分に国賠法上の違法はない。

第3 結語

以上のとおり、原告の請求は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上

被告最終準備書面目次、別紙3 省略